

3 農薬の使用にまつわる注意点

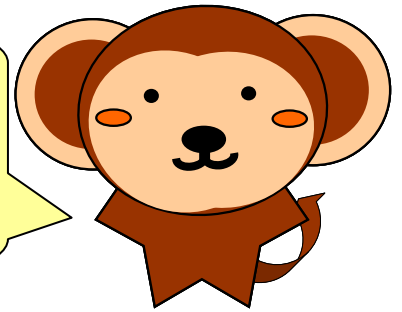
農薬は何にでも使っていいのかな？	p22
農薬の適正使用	p23
ラベルの表示事項とその注意点	p24
散布する人の安全確保	p27
農薬のはかり方	p28
農薬の混ぜ方	p29
散布器具の洗浄	p30
使用済み農薬の処理方法	p31
使用回数の数え方	p34
似て非なるもの	p36
農薬の保管管理の仕方	p38
使用期限と登録失効	p39
ドリフト対策（飛散防止）	p40
止水管理の徹底を！！	p42
うっかりこんなこと！ありませんか？	p44
しっかり記帳しましょう！！	p48



農薬は適正に使用
しましょう！

農薬は何にでも使ってもいいのかな？

農薬といってもいろいろあるよ！！
使い方も細かく決まっています。



う～ん。
何だか、稲の元気が
ないな。
病気かな？

写真はトビイロウンカの被害

あっ！こんな所に、
農薬が…
とりあえず、使って
みよう！



ちょっと、待っ
たー！
農薬といっても
色々あるのよ。
『稲にやってもよ
いのとそうでない
のと』、『使ってよ
い時期…』
などなど。



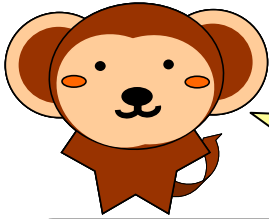
農薬は正
しい使用
方法を
守って使
いましょう。



さあ、農薬について
勉強しましょう！！！！

農薬の適正使用

農薬は、登録に際して毒性評価を行い、人畜などへの害がない範囲を作物残留などの基準として定め、この基準を超えないように使用方法が決められています。



安全・適正な**使用方法**は、農薬ごと・対象作物ごとに定められています。

この**使用方法**をきちんと守ることにより、安全が担保されますから、農薬取締法では、**農薬の使用基準**の遵守は義務化され、違反した場合は罰則が科せられます。

農薬の使用基準（遵守！！！！）

- その農薬に適用がない作物へは使用しないこと
- 定められた使用量又は濃度を超えて使用しないこと
- 定められた使用時期を守ること
- 定められた総使用回数以内で使用すること

さらに、社会要請が強い次のような事柄について、努力することが定められています。

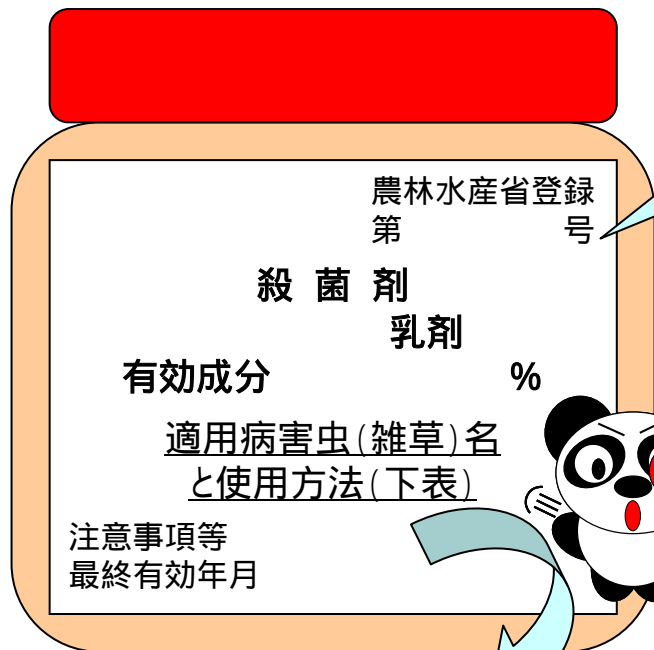
- 有効期限の切れた農薬を使用しないこと
- 農薬を使用した日や場所、作物、農薬の種類や量を記帳すること
- 航空散布や住宅地周辺での散布で、農薬が飛散しないようにすること
- 水田で使用する農薬の止水期間を守ること



守りましょう！！！！

ラベルの表示事項とその注意点

農薬を使用する際は、農薬の使用方法を必ず守ってください。農薬の使用方法は、農薬に貼ってあるラベルに記載されています。



必ずラベルに農林水産省の登録番号の記載があることを確認してください。

ラベルには農薬の特長や使用上の注意など、使用する上で重要な情報が記載されています。よく使用する農薬でも、ラベルの記載事項を確認しましょう！！

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期 (収穫前)	総使用回数	使用方法
ナシ	黒斑病 うどんこ病	2000～3000倍	14日前まで	3回	散布
ネギ	ネギアザミウマ	2000倍	7日前まで	3回	散布



表．適用病害虫（雑草）名と使用方法の注意点



『作物名』	登録のある作物が記載されています。 記載されていない作物には使用できません。
『適用病害虫名』	登録のある病害虫が記載されています。
『希釈倍数』	記載された希釈倍数の範囲内で使用してください。 記載されている希釈倍数より低い倍数(濃い濃度)では使用できません。
『使用時期』	薬剤散布時期や収穫前何日まで散布してよいか書いてあります。 「前日まで」とある場合は、「収穫の24時間前まで」となります。
『総使用回数』	栽培期間中に、同じ有効成分が含まれる農薬を使用できる回数です。 商品名が異なっても同じ有効成分を含むものがあるので注意が必要です。
『使用方法』	「散布」や「土壌混和」といった、農薬の使用 방법이記載されています。 同じ農薬でも、濃度や対象作物で使用方法が異なる場合があります。

その他のラベル表示事項

表示事項	表示内容	備 考
登録番号	農林水産省に登録されている番号	登録番号のないものは農薬として販売できない
適用種別の表示	殺虫剤、殺菌剤、除草剤などの用途を示す	これを見誤ると、効果がなかったり、農作物を枯らす事故につながる可能性がある
名称及び種類	商品名、種類名(有効成分一般名と剤型)を示す	種類名が同じでも商品名が異なるものがある
毒物・劇物の表示	<div style="background-color: #ff0000; color: white; padding: 2px;">医薬用外毒物</div> と赤地に白抜き文字で表示 <div style="background-color: #ff0000; color: white; padding: 2px;">医薬用外劇物</div> と白地に赤の文字で表示	毒物・劇物に該当する農薬の購入に当たっては、法令に従い譲受書に記入捺印する また、取り扱いに注意する
危険物の表示	危険物に該当する農薬は、 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第2石油類・火気厳禁</div> など、消防法による表示	この表示がある農薬の保管場所は火気厳禁である 指定数量以上の貯蔵は、危険物倉庫に貯蔵する
指定農薬の表示	水質汚濁性農薬に指定されている農薬を示す	水質汚濁性農薬の使用は、都道府県知事の許可が必要な場合もある
成分	有効成分の化学名と含有量、その他成分と含有量を通常は含有比率(%)で示す	(例) ホスフェート・・・30.0% 有機溶剤、乳化剤等・・・70.0%
性状	製剤の物理的・化学的性状 色調、形状などを示す	(例) 類白色粉末45 μm以下 等
内容量	包装の内容量を、重量または容量で示す	(例) 3kg入 500ml入 等
効果・薬害等の注意	効果、薬害などの面から使用上の注意事項を示す	この部分を見落とすと、効果不足や薬害を引き起こすことがある
安全使用上の注意	着用すべき防護具、蚕・魚介類などの注意、輸送・保管・廃棄上の注意、毒物・劇物では解毒法などを示す	特に注意を要する事項は、注意喚起マークが表示される
最終有効年月	品質を保証する期限を示す	容器に巻き付けた長尺ラベルでは、裏面を見落とさぬようにする
製造場・住所	製造会社名、製造場と住所を示す	
その他の表示	ロット番号などが表示される	

絵表示の具体例

注意・警告マーク 注意事項のタイトルの前に表示します。	
 効果・薬害等の注意	 安全使用上の注意

行為の強制マーク(必ずすること)		行為の禁止マーク(してはいけないこと)	
マークの意味	マークと注意事項	マークの意味	マークと注意事項
マスク着用	 散布時は、農薬用マスク(防護マスク)を着用する	河川流出禁止 (魚介類注意)	 魚毒性:水産動物に強い影響あり 河川、湖沼、海域、養殖池に飛散・流入する恐れのある場所では使用しない
メガネ着用	 散布液調整時は、保護メガネを着用し、薬液が目に入らぬように注意	桑園付近使用禁止 (カイコ注意)	 蚕に長期間毒性があるので、付近に桑園がある所では使用しない
手袋着用	 散布時は、不浸透性手袋を着用する	かぶれる人使用禁止 (カブレ注意)	 かぶれやすい人は散布作業はしない 施用した作物などには触れない
防除衣着用	 散布時は、不浸透性防除衣を着用する	蜂巣箱への散布禁止	 ミツバチに対して毒性が強いためミツバチ及び巣箱に絶対かからないよう散布前に養蜂業者等と安全対策を十分協議する
厳重保管	 必ず農薬保管庫(箱)に入れ、カギをかけて保管する	施設内使用禁止	 ハウス内や煙霧のこもりやすい場所では使用しない
その他行為の強制	 このマークの後に意味する文字を記載する	飲用禁止	 飲めません 飲用禁止 紙パック、ペットボトル、ガラス瓶(100ml以下)等、飲料用包装と非常に似ているものに記載

散布する人の安全確保



農薬に直接触れる使用者にとって、まず問題になるのが急性毒性（61ページ）です。
以下のことに注意しましょう！

A 散布前

農薬の保管管理を適切にする
（長期間保存しない。直射日光に当てない）
使用前にラベルを必ず読む
マスクや手袋など防護具を必ず着用する

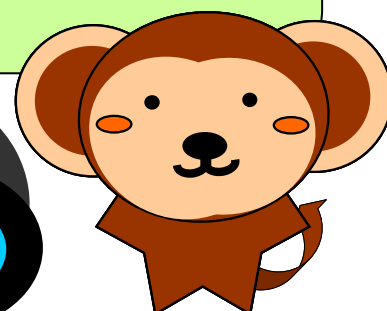
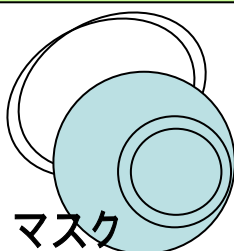
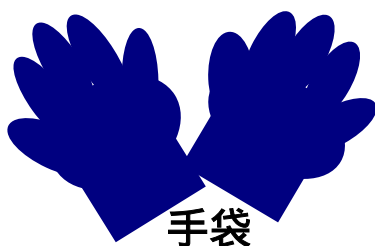
B 散布中

決められた方法で使用する
朝夕の涼しい時間帯に作業する
周辺環境に注意する
長時間作業しない
作業中に飲食、喫煙をしない



C 散布後

使用後の農薬の後始末（保管管理等）を確実にを行う
空容器の処分を適切に行う
身体をきれいに洗う
飲酒をひかえ早めに寝る
身体に異常を感じたときは医師の診断を仰ぐ

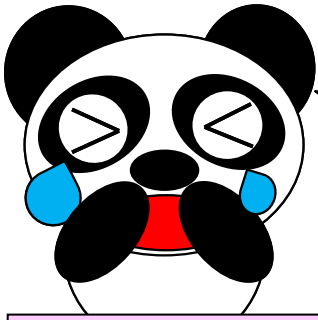


農薬のはかり方

農薬希釈早見表

希釈倍率 (倍)	一定量の希釈液を作るのに必要な薬量 (g 又は ml)			
	10ℓ	18ℓ	100ℓ	400ℓ
10	1,000	1,800	10,000	40,000
20	500	900	5,000	20,000
50	200	360	2,000	8,000
80	125	225	1,250	5,000
100	100	180	1,000	4,000
150	66.6	120.0	666	2,666
200	50.0	90.0	500	2,000
250	40.0	72.0	400	1,600
300	33.3	60.0	333	1,333
350	28.5	51.4	285	1,142
400	25.0	45.0	250	1,000
450	22.2	40.0	222	888
500	20.0	36.0	200	800
600	16.6	30.0	166	666
700	14.2	25.7	142	571
800	12.5	22.5	125	500
900	11.1	20.0	111	444
1,000	10.0	18.0	100	400
1,200	8.3	15.0	83.3	333
1,500	6.6	12.0	66.6	266
2,000	5.0	9.0	50.0	200
2,500	4.0	7.2	40.0	160
3,000	3.3	6.0	33.3	133
4,000	2.5	4.5	25.0	100
5,000	2.0	3.6	20.0	80.0
6,000	1.6	3.0	16.6	66.6
7,000	1.4	2.5	14.2	57.1
8,000	1.2	2.2	12.5	50.0
9,000	1.1	2.0	11.1	44.4
10,000	1.0	1.8	10.0	40.0

注) 本表は、倍率をもととした希釈方法を示している。(1ℓ=1,000ml)
 例えば、2,000倍の水和剤を100ℓ調整するには、50gの薬量が必要。

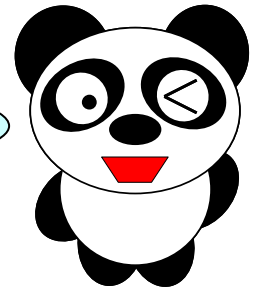


平成20年においても、希釈倍率の誤りが原因で農産物から基準値を超える農薬が検出された事例がありました。

散布液を調整するときは、対象とする病害虫や雑草の種類や発生面積等を考慮して、必要な散布液量を正しく把握し、散布時に過不足のないよう調整し全量使い切るようにしましょう！！

農薬の混ぜ方

農薬を混ぜる順序について！！



水和剤、乳剤、展着剤を
の順に溶かす。

展着剤

界面活性剤としての力の強い展着剤を溶かして、後から加える農薬がよく分散するように！

乳剤

界面活性剤が含まれているものを溶かす！

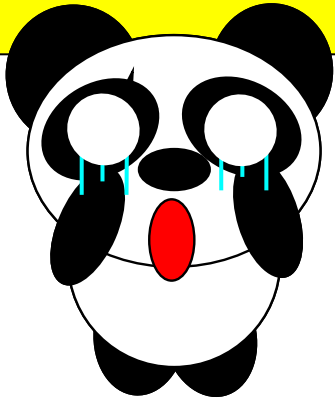
水和剤

成分が水になじみにくい水和剤を最後に溶かす！

展着剤や乳剤に含まれる界面活性剤の力を借りて、一番溶けにくい水和剤を溶かす！！

剤 型	特 徴
水和剤	粉状で水和性を有するが、成分は水に溶けないので、水に懸濁させて使用する
乳 剤	水に溶けにくい原体を有機溶剤で溶かし、界面活性剤を加えてむらなく分散させた液状の薬剤
フロアブル剤	原体を水和剤以上に小さくして水に分散化させた剤
液 剤	水溶性液体の製剤
展着剤	界面活性剤が含まれており、薬を水の中に均一に分散させる力が強い

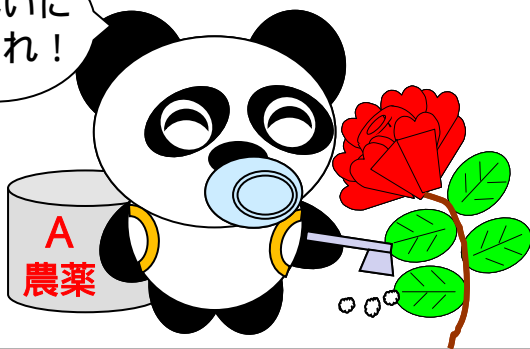
散布器具の洗浄



国産農産物の基準値オーバー事例は、平成18年6月から平成19年5月の間に14件ありました。

そのうちの3件は『散布器具の洗浄不足』が推定される原因となっています！！

きれいな～れ！



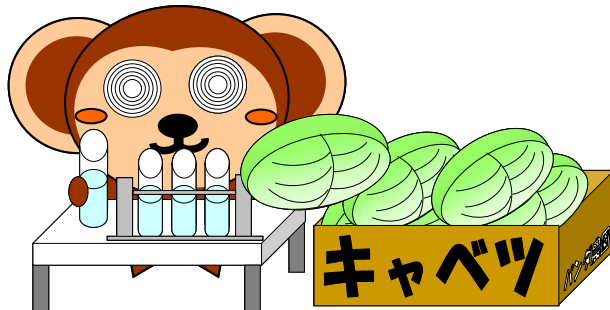
そのすぐ後に、

散布器を洗わないまま・・・

ヨトウムシ対策だ～！



残留農薬検査で基準値以上のA農薬がキャベツから検出



しまったー。散布機をよく洗ってなかったから・・・後のまつり。。



残留基準値超過事例の原因として、散布器具の洗浄不足がよく挙げられています。
散布器具はよく洗浄し、残液(洗浄の残り液を含む)のないようにしましょう。
(除草剤と殺虫・殺菌剤の散布器具を分けることも大切です。)

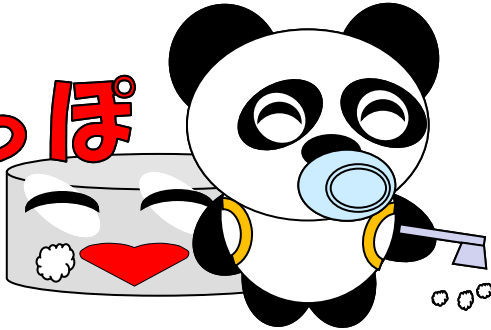
また、薬剤を計量するときも計量容器に前回計量した薬剤が付着したままにならないように気をつけましょう。



使用済み農薬の処理方法

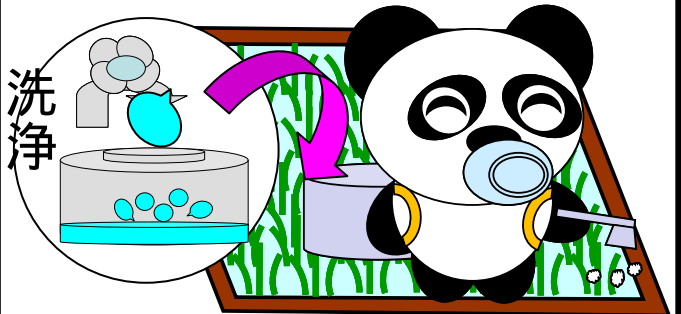
農薬は余らせて廃棄することのないよう一度で使い切りましょう！

空っぽ



使用済み容器の洗浄液等は、ほ場内で処理しましょう！

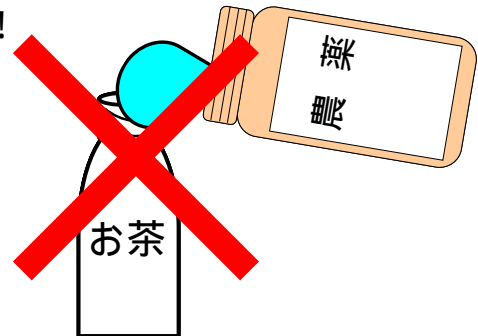
洗浄



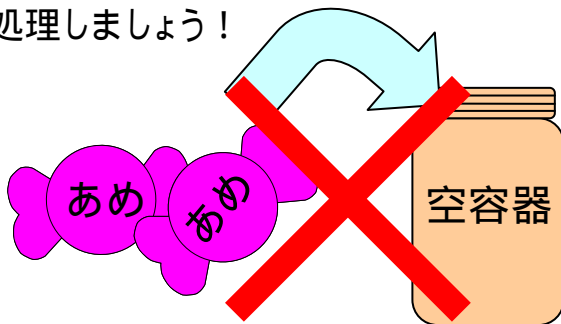
容器内の農薬を残したまま廃棄してはいけません！



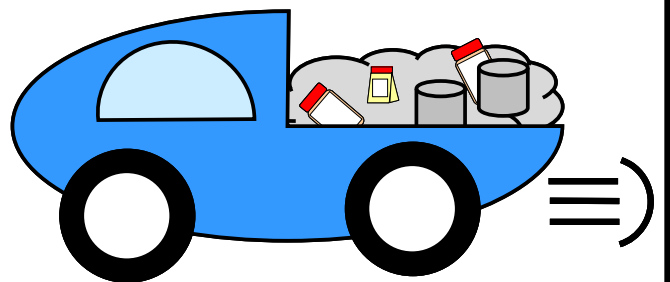
残った農薬は誤用・誤飲・誤食を避けるため他の容器に移し替えるのはやめましょう！



洗浄済み空容器は、他の用途には使用せず、環境に影響を与えないよう適正に処理しましょう！



使用済み空容器は、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している業者に回収を依頼しましょう！



注意！！

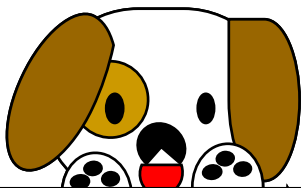
農薬の残液や散布器具等の洗浄水は、河川や用水路等に絶対に流してはいけません！！
不適正な処分（河川への流出事故等）により、魚が死んで浮かんだり、水産動物へ影響が出る可能性があります！

うりゃ～！



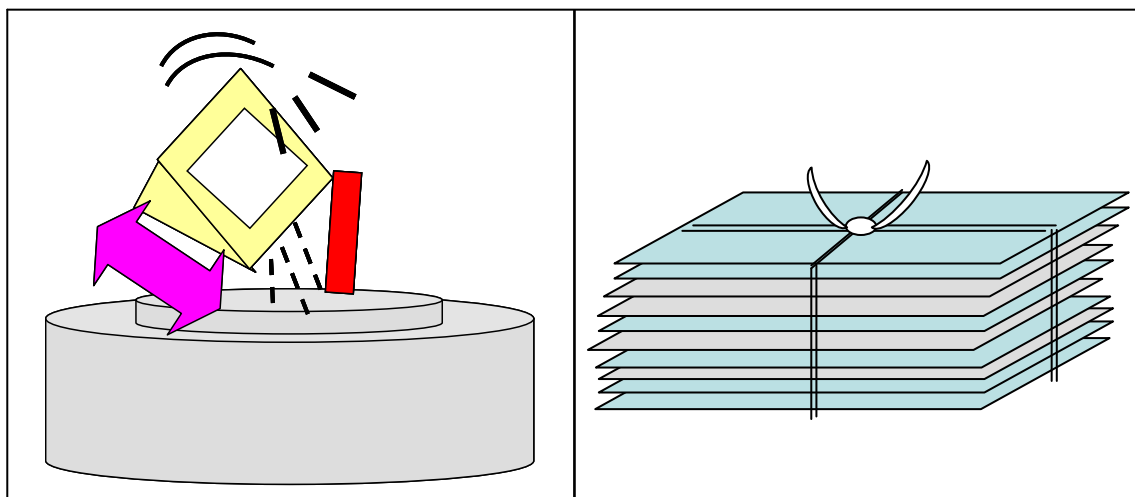
使用済み農薬容器に残る農薬を除く方法

～平成16年農薬工業会資料より～



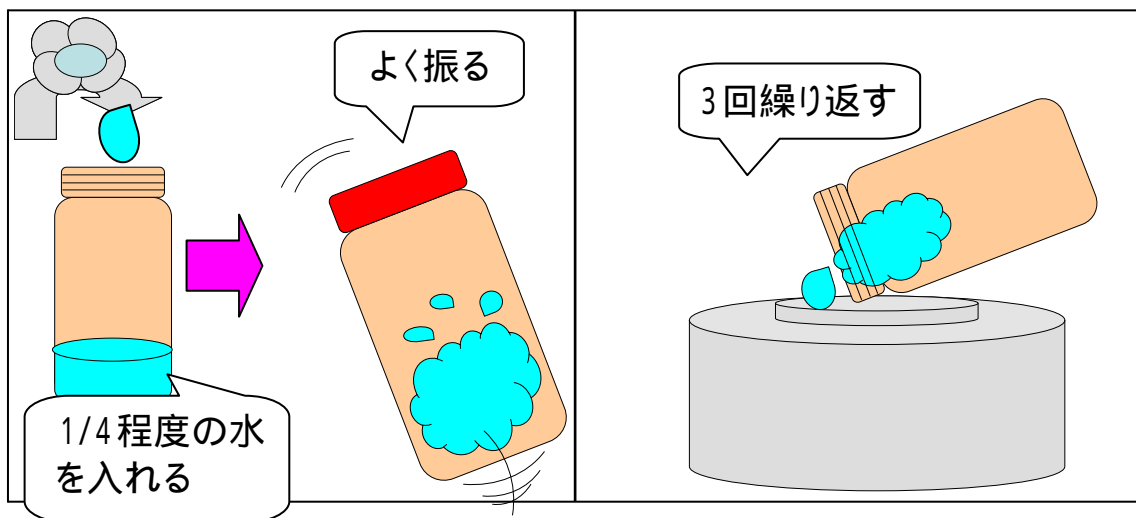
(1) 紙袋状の容器

- ・散布機や希釈用容器に中身の農薬を移したのち、さらに袋を軽く叩いて内面への付着分を散布機や希釈用容器に入れる。
- ・眼に見えるような付着分がないことを確認し、たたんで保管する。



(2) 瓶や缶状の容器(紙パック、プラスチック袋、アルミ袋もこれに準ずる。)

- ・散布機や希釈用容器に、中身の農薬をボタ落ちが無くなるまでさかさまにして移し終えた後、容器の1/4の水を加えて密栓し、よく振って散布液調整に使用する。
- ・この操作を計3回繰り返す、眼に見えるような残分がないことを確認する。
- ・この容器内の水をよく切って、まとめて保管する。



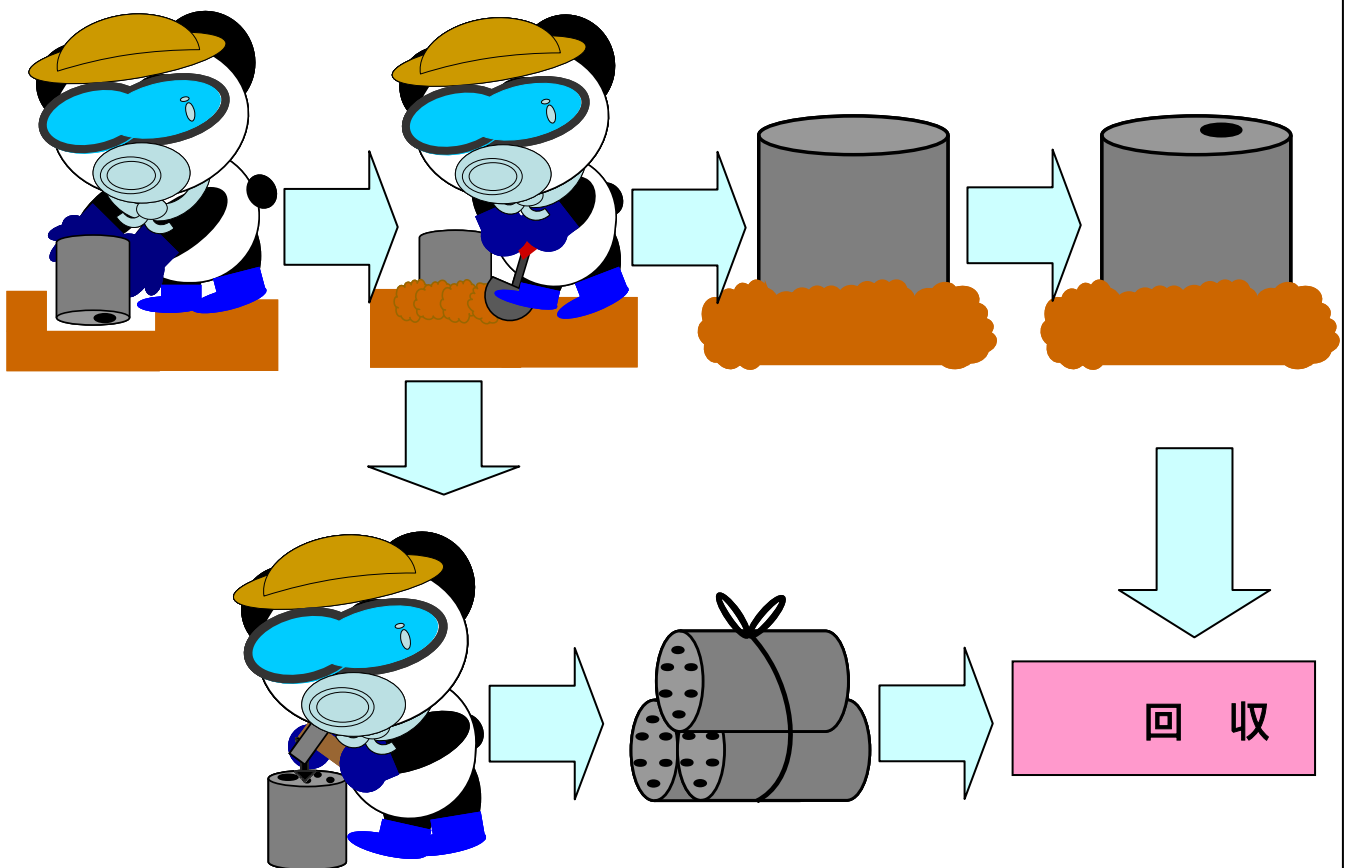
…次ページにつづく…

(3) 揮発性農薬(例えばクロルピクリン剤等)の入った缶状の容器

- ・缶の中のクロルピクリン等はできる限り使い切る。
- ・缶の側壁面にわずかに残った液は次の手順で処理し、空き缶は完全に臭気を抜く。周囲に影響がない場所に小さな窪みを作り、缶の口栓をはずし缶を逆さにし、窪みの中に納まるように倒立させる。缶が倒れないよう、土寄せする。このとき、缶の中の残液が出やすくなるよう、傾かないように立てる。(1~2日で缶の付着液はなくなる)そのまま1か月ほど倒立させておく。缶を上向にして臭いを確認する。臭いが残っていれば更に1週間静置し、完全に臭いがなくなるのを待つ。

又は ……短期間で確実に臭気を抜く方法

- 口栓を開け、缶の底面に3、4箇所、穴を開ける。周囲に影響のない場所に、缶を横倒しにし、風通しが良くなるようにする。缶が風で転がらないように、2~3缶をロープ等で束ねておく。残臭処理後、臭いが完全に抜けたことを確認して、ほ場から回収する。空き缶を処理業者等に出す場合は、臭気が完全に抜けていることを確認すること。



(4) エアゾール缶

- ・中身の農薬を使い切ったのち、火気のない戸外で噴射音が消えるまでガスを抜く。

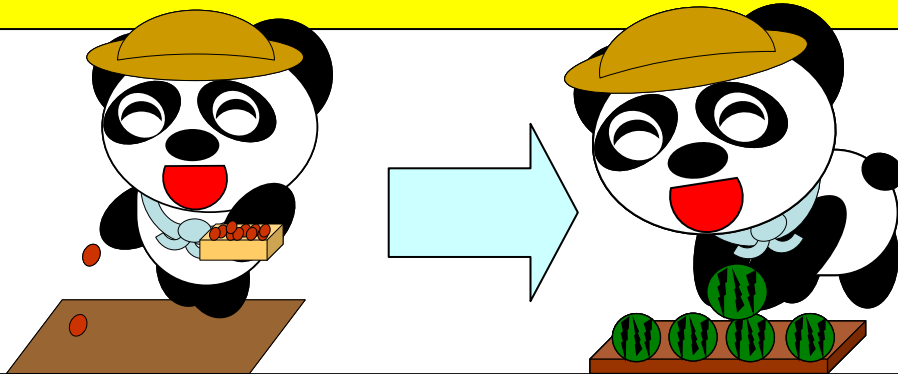
使用回数の数え方



農薬の使用回数はどのように数えるのかな～？

は種から収穫までの回数を示します。そのため、種子消毒もカウントの対象になります。

購入した種子や苗の場合であっても、対象となりますから、農薬の種類・回数を把握する必要があります。



ただし、例外として・・・

果樹：収穫から収穫 ただし、苗木は、非食用とします。



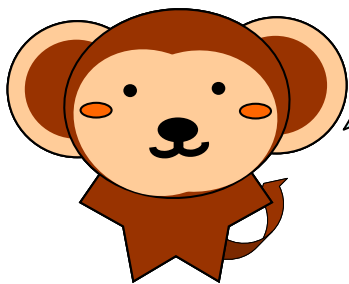
アスパラガス：収穫から収穫



イチゴ

親株からランナーを切り離れた時から収穫までをカウントします。





注意！

多年生作物の収穫終了後の農薬散布は
次期収穫物の使用回数にカウントします！

例1（果樹）

ニホンナシ等で収穫後に防除を行った場合、使用した農薬は来年の収穫物に対する農薬の使用回数にカウントします。

農薬を「幸水」「二十世紀梨」両方に散布した場合、使用回数は「幸水」で4回、「二十世紀梨」で5回と数えます。

表. ニホンナシの農薬散布回数の数え方

年次		平成20年			平成21年									
月		8	9		10	5	6		7	8		9		
旬		下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
収穫	幸水	収穫終了			収穫終了									
	二十世紀梨	収穫終了			収穫終了									
農薬散布														



混植している場合は、
要注意だね！！

似て非なるもの



『トマト』と『ミニトマト』は別物?!?

…背景には…

近年の消費者の多様なニーズに対応し、同じ科に属する作物でも、作物の形状や栽培形態の異なる農作物の栽培が増加しています。

同じようなものでも、農薬の登録があるかどうかきちんとチェックしましょう!!

以下のような場合、農薬の適用作物が分けられています。

1 食用部位が異なる場合

「サトイモ」と「サトイモ(ズイキ)」
「ブロッコリー」と「茎ブロッコリー」

2 収穫するステージが異なる場合

「ソラマメ」と「未成熟ソラマメ」
「エンドウマメ」と「実エンドウ」
「スイカ(メロン)」と「漬物用スイカ(メロン)」

3 用途が異なる場合

「食用ユリ(ユリネ)」と「ユリ」
「トウモロコシ」と「飼料用トウモロコシ」

4 大きさが異なる場合

「トマト(直径3cmより大きいもの)」と
「ミニトマト(直径3cm以下のもの)」

間違いやすい適用作物例

特に間違いやすい適用作物の事例を下記に記載しましたので、農薬を使用する際には、十分に注意してください。

	作物名 1	作物名 2	作物名 3
1	ブロッコリー	茎ブロッコリー	
2	トマト	ミニトマト	
3	ネギ	ワケギ	アサツキ
4	キャベツ	メキャベツ	
5	シュンギク	キク	食用ギク
6	メキャベツ (子持ちカンラン)	非結球メキャベツ (プチベール)	
7	サクラ	食用サクラ(葉)	
8	テンサイ	カエンサイ	
9	ニンニク	葉ニンニク	
10	未成熟トウモロコシ	ヤングコーン (ベビーコーン)	
11	ショウガ	ウコン	
12	タマネギ	葉タマネギ	

注 1

- ・「作物名 1」、「作物名 2」、「作物名 3」はそれぞれ農薬の適用が異なるものです。
- ・「トマト」に適用がある農薬であっても「ミニトマト」への適用がなければ、ミニトマトに当該農薬を使用することはできません。

注 2

作物名の区分については、独立行政法人農林水産消費安全技術センターのホームページにも掲載されていますので、積極的にご覧ください。

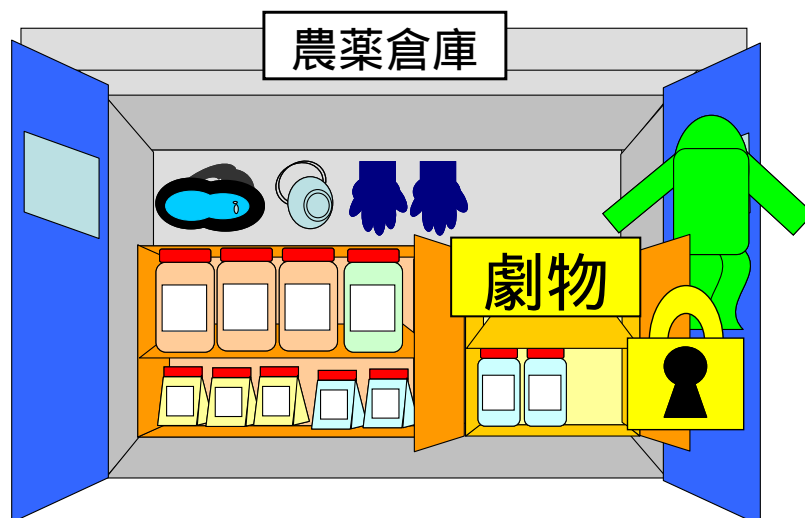
ちなみに・・・
プチベールって何？

ケール + 芽キャベツ = プチベール

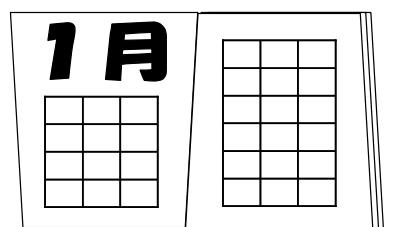
農薬の保管管理の仕方



整理・整頓を心が
けましょう！



記帳
(出し入れ)



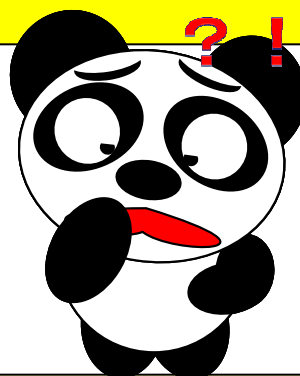
留意事項

- (1) 食品とは区別して保管してください。
- (2) 購入した農薬は、鍵がかかり盗難・流出の恐れのない場所に保管してください。
- (3) 農薬は必要な量だけ購入し、不要在庫が生じないようにしてください。
- (4) 保管農薬の名称及び数量などを記録するとともに、毎月1回保管管理の状況を自己点検してください。
- (5) 他の容器への移し替えは、絶対にしないでください。
- (6) 毒物、劇物に該当する農薬を保管管理する場合は
 - ・保管場所には、「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字を表示し、普通物の農薬と区別しましょう。
 - ・「毒物及び劇物取締法」では、盗難にあたり、紛失したりすることを防ぐ措置をとることが義務づけられています。

万一、盗難、紛失事故が発生した場合は、直ちに警察署に届け出てください。

使用期限と登録失効

登録失効農薬って何だろう？



農薬の登録失効には、大きく分けて次の二つの場合が考えられます。

その

安全性の問題で、法に基づき国が登録を取り消し、製造・販売・使用を禁止する場合。

絶対に該当する農薬を使用してはいけません。
(様々な方法でその情報が提供されます。)



絶対、使っちゃ駄目！

その

製造者が

- 1 販売量の減少
- 2 より性能のよい製品への切り替え
- 3 登録更新時に国が求める試験種類の増加に伴う負担

など経済的な理由で自発的に登録を取り下げるか、再登録しないなどの場合。

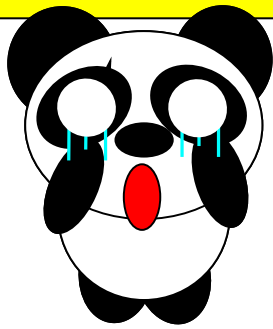
この場合は安全性の問題はないので使用できます。

ただし、基本的に有効期限の切れた農薬は使用しないように努めることが改正された農薬取締法で求められています。

有効期限の切れた農薬は使用しない
ようにしましょう！！！！



ドリフト対策(飛散防止)



平成20年にも、隣接するほ場からのドリフト(飛散)が原因とみられる基準値超残留農薬検出事例がありました。

近接ほ場で栽培されている作物へのドリフト対策

近接ほ場で作物が栽培されている場合、ドリフト(飛散)した農薬により、薬害や残留濃度が問題となることがあるので、次の事項を十分考慮し、農薬散布を行いましょう。

散布時の風向、風速に注意する。

農薬の飛散の最大要因は風です！風の弱いときに風向に気をつけて散布しましょう。風下に別の作物がある時は特に注意が必要！

作物に対し散布位置が離れすぎないように適正な位置から散布を行う。

できるだけ作物の近くから、作物だけにかかるよう散布しましょう！

ほ場の端での散布の際は特に注意する。

ほ場の端での散布は、外側から内側に向けて行うようにしましょう！

適切な散布圧力、風量で散布を行う。

散布圧力を高めるほど、細かい粒子が発生し飛散しやすくなります！

近接ほ場の栽培作物の収穫時期に注意し、散布計画をたてる。

まわりの作物にも登録のある農薬を使用するのも有効です！

必要に応じ飛散低減ノズルの使用や遮蔽シート・ネットの設置を行う。

散布粒子のノズルが細かいほど飛散しやすくなります！

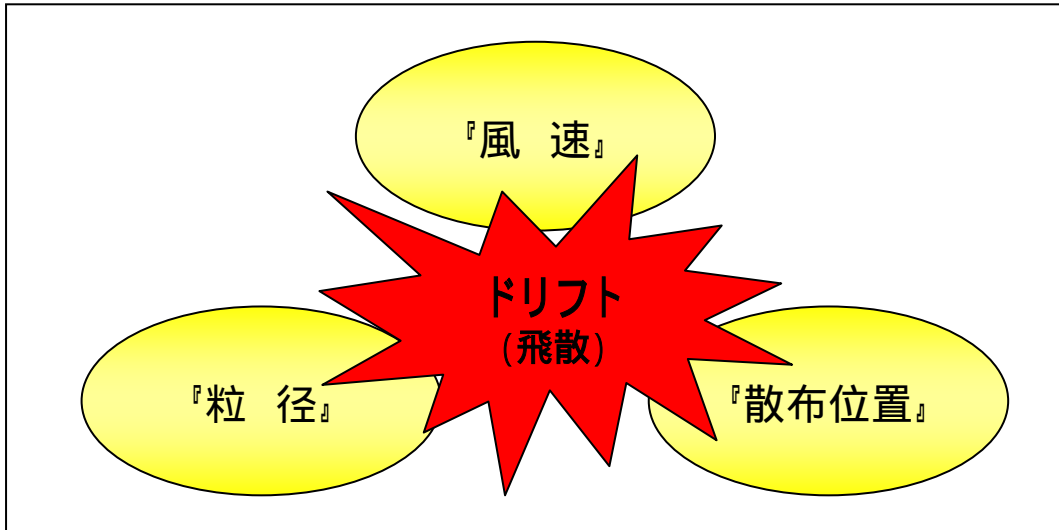
防風などで使用されているネットをほ場間に設置することも飛散防止に有効です。細かい網目の方がより効果が高くなります。

散布量、散布回数を削減する。

ドリフトしにくい農薬を利用する。

飛散は散布粒子が小さいほど起こりやすく、粒剤などより飛散しにくい剤型に代えるのも有効です！

ドリフト(飛散)の3大要因



散布条件とドリフト(飛散)のリスク

ドリフト(飛散)のリスク

小 大

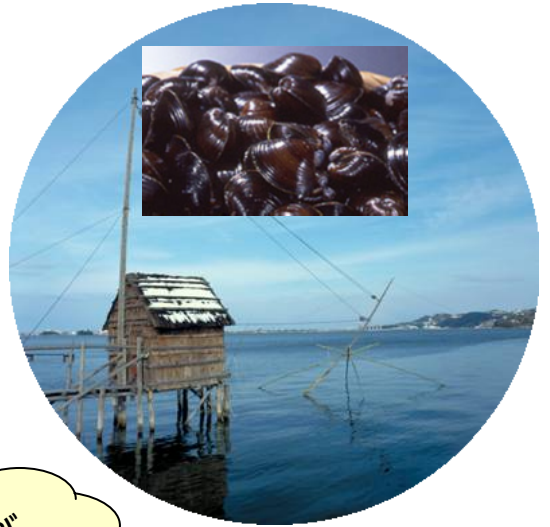
近接距離	遠い	近い
風の強さ	弱い	強い
散布圧力	低圧	高圧
散布位置 (高さ)	作物に近い	作物に遠い
散布量	少ない	多い
遮蔽物	ある	ない
薬液濃度	低い	高い

右側ほど、ドリフト(飛散)のリスクが高い。

止水管理の徹底を！ 魚介類に残留？

平成18年、東郷池のシジミから残留基準値を超える農薬が検出されました。

検出されたのはクミルロンという除草剤の成分です。魚介類では残留基準値が定められていなかったため、一律基準の0.01ppmが適用されました。

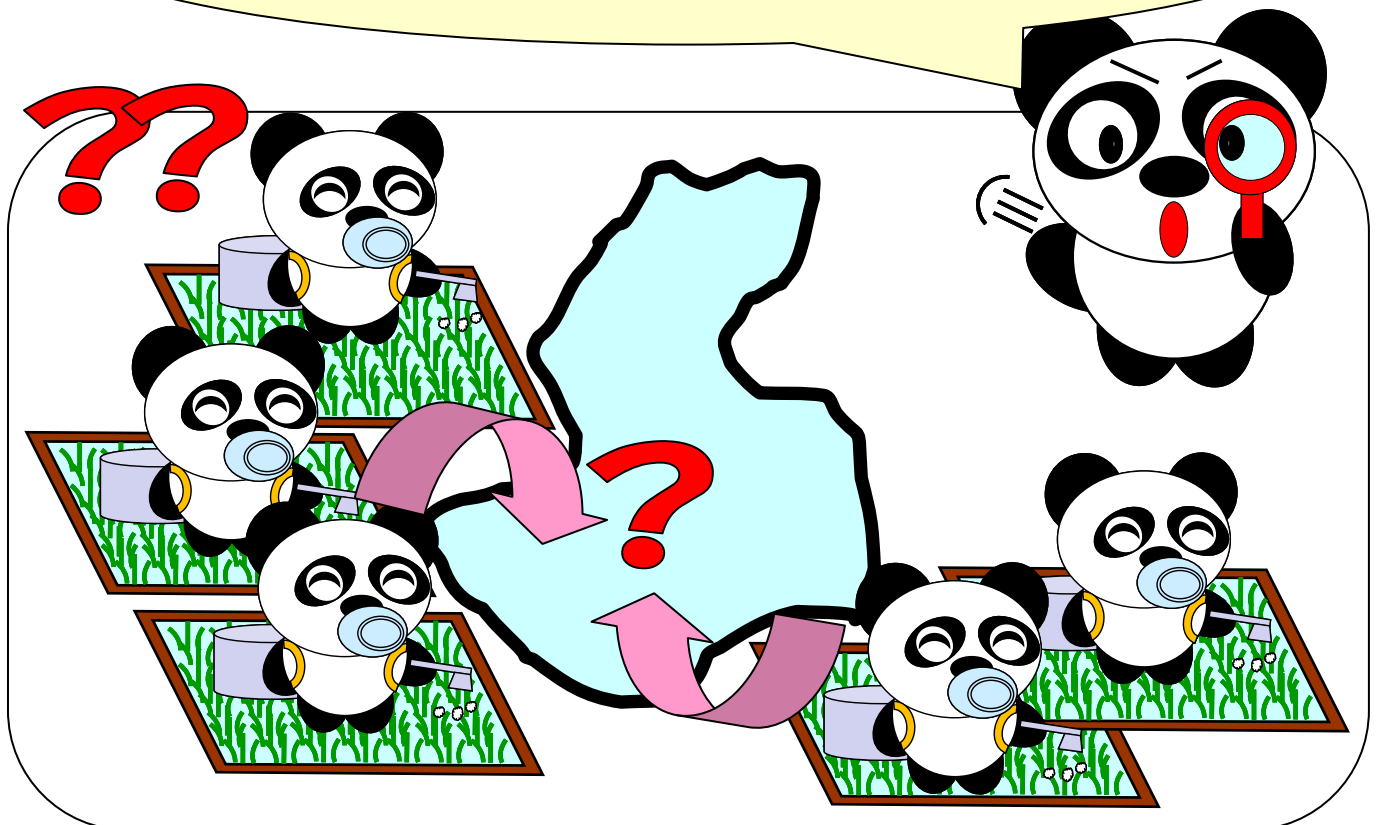


どうして？



東郷池に除草剤が入ったからかな？

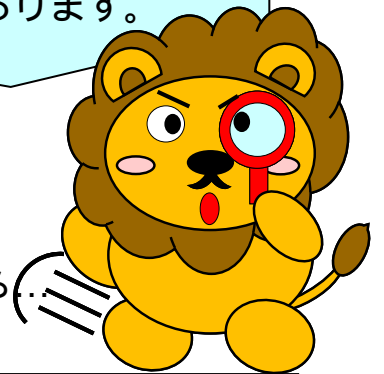
東郷池周辺の水田で使用した除草剤が、何らかの理由で田んぼの水と一緒に東郷池に流れ出たと考えられています。





きちんと使い方を守って除草剤を使ったのよ。
だから、私には関係のないことだわ！

1人ひとりが適正に使用していても、一時期に1つの農薬（成分）が集中して使われれば、濃度が高まり残留基準値を超える可能性があります。



1人ひとりが適正な使い方でも...

100戸の農家が同じ農薬を使ったら...

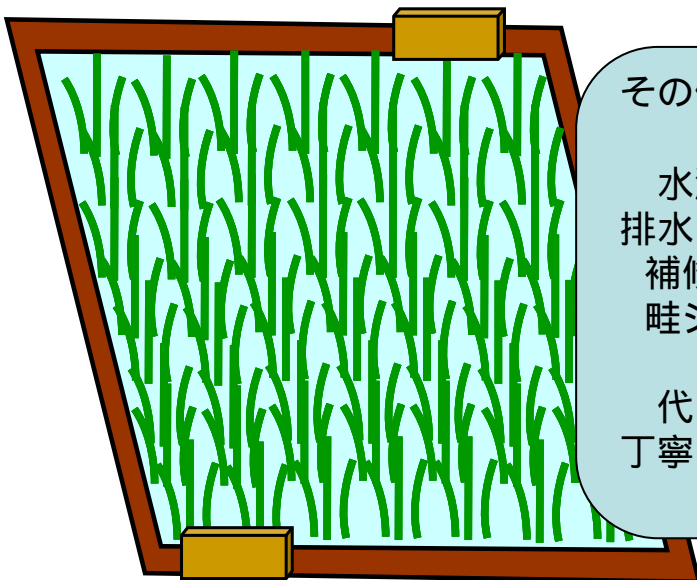
100戸の農家の散布作業が土日に集中したら...

100戸の農家の田んぼで畦畔や水尻から農薬が流出したら...

農薬散布後は、**7日以上**の止水期間を設けましょう！

代かき時やその直後の排水は、肥料、除草剤の流出防止のために行わないようにしましょう。

また、田植え時やその直後の排水についても、箱施用剤の流出防止のために行わないようにしましょう。



その他の技術対策として...

水漏れがないように畦畔や取水口・排水口を整備する。
補修、畦塗り機による畦塗りの実施、畦シートの設置など


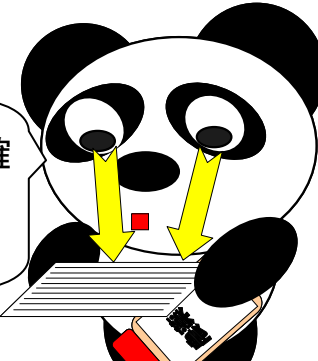


代かきは田面の凹凸がないように丁寧に行う。

平成19年8月に、魚介類におけるクミルロンの残留基準値が0.4ppmに設定されました(0.01ppmの一律基準より40倍濃い濃度)。


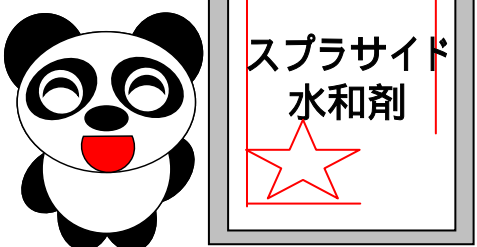

しかし、水産動植物への影響を考え、これまでどおり止水管理を徹底しましょう。

うっかりこんなこと！ ありませんか？

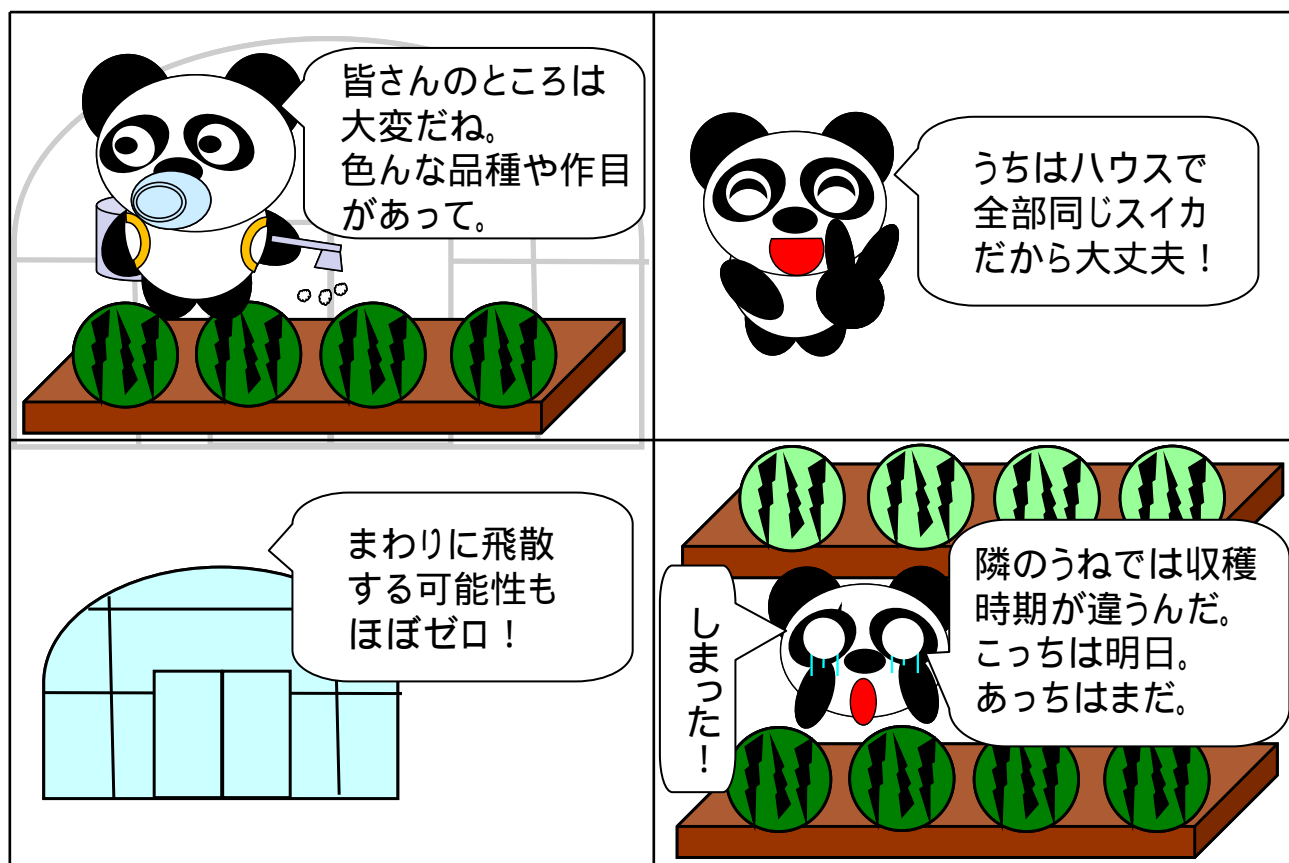
梨農家の場合 ~ 混植編 ~

 <p>そろそろ新興の防除の時期だ！</p>	 <p>ちゃんとラベルを確認して！ 収穫 日前まで！</p>
	 <p>混植していた二十世紀梨にもかかってしまった。明日から収穫なのに。。</p> <p>しまったあ。</p>

梨農家の場合 ~ 有袋と無袋編 ~

 <p>そろそろシンクイムシの防除の時期だなあ。</p>	
	 <p>あれー?! しまったあ。 有袋と無袋では、 使用時期も回数も違うんだった。。</p> <p>有袋: 収穫前7日、3回以内 無袋: 収穫前45日、2回以内</p>

スイカ農家の場合 ~うねにより収穫時期が違う編~



うっかりしていた、故意にしたわけではない、知らなかった...
ではすまされません。

残留基準値を超過していた場合、原則としてその農産物の販売が禁止され回収命令が出ます。

超過事例は回収情報として公的機関から情報提供され、新聞等で広く報道されることから産地全体が風評被害にあう可能性もあります。

その場合、超過していた農産物のロスだけにとどまらず、大きな損害をもたらされるかもしれません。

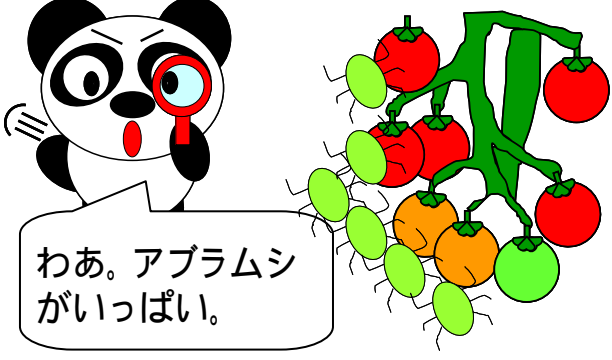

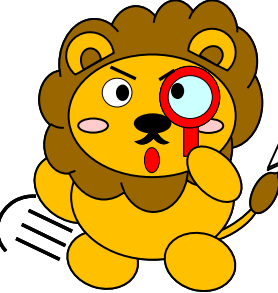

また、損害賠償を求められる訴訟問題につながる場合もあります。

農薬散布の時は、周囲にも気をつけて行いましょう。



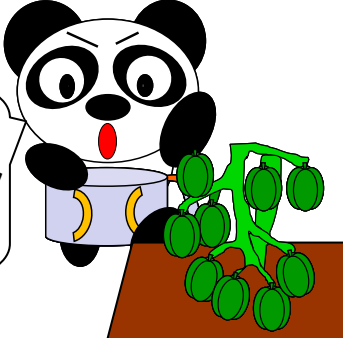
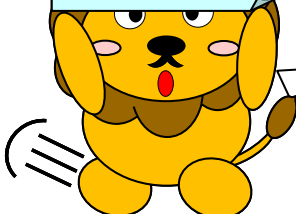
の梨農家の場合、 のスイカ農家の場合は収穫時期を遅らせてください。

(使用時期の誤りは、農薬取締法違反となり罰則を科せられます)

ミニトマト農家の場合 ~ ミニトマトとトマトの違い編 ~

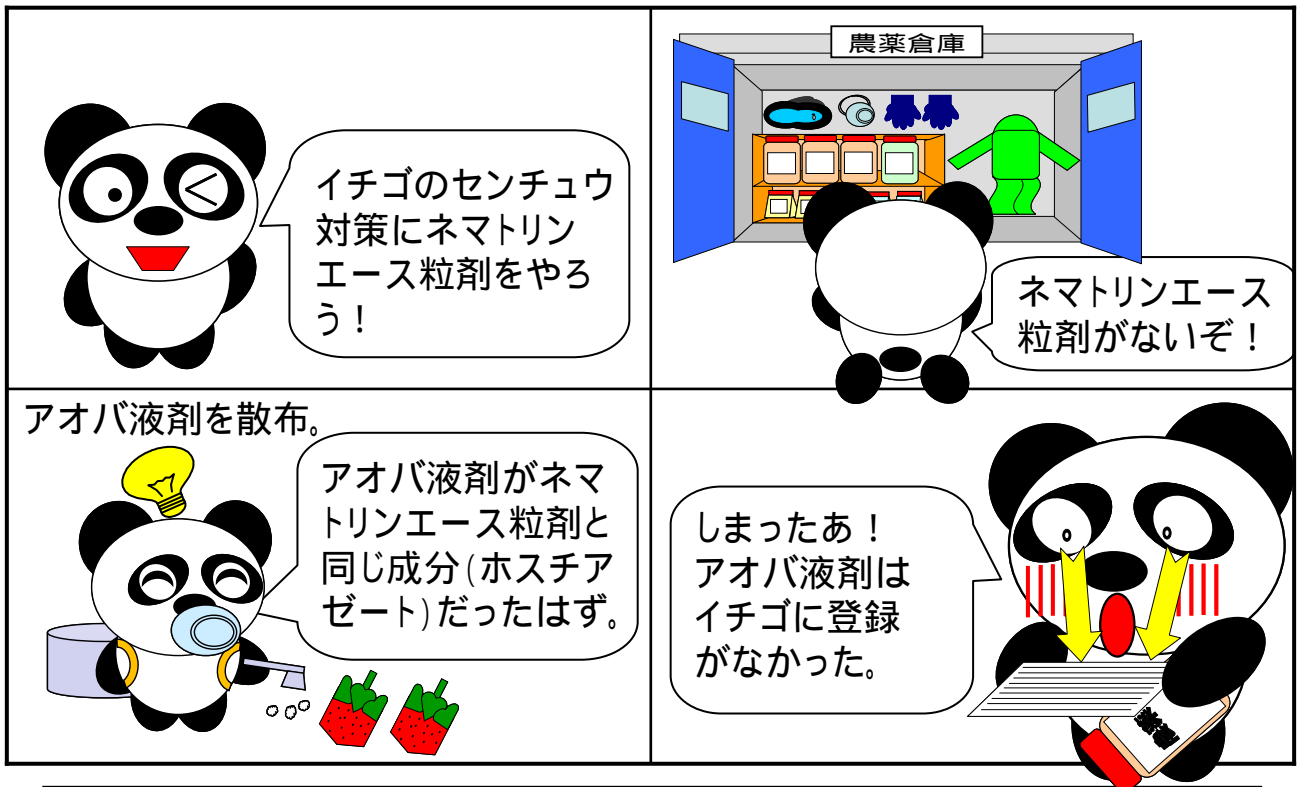
 <p>わあ。アブラムシがいっぱい。</p>	 <p>え~と。この乳剤なら使えるかしら。『収穫前日まで』だから大丈夫ね。</p>
 <p>待ったあ！！『収穫前日まで』OKなのは、トマトだよ！</p>	 <p>ミニトマトは『定植時』のみの使用なのね。トマトと違うんだ。</p>

ピーマン農家の場合 ~ 施設栽培と露地栽培の違い編 ~

 <p>病気予防のために農薬を使うんだ。</p>	<p>数日後：</p>  <p>去年は多発して困ったから、もう一度散布しよう！</p>
<p>さあ、今度は露地のピーマンにも！</p> 	<p>露地 施設</p>  <p>待ったあ！！同じピーマンでも施設と露地では使用回数が違うんだよ！</p>

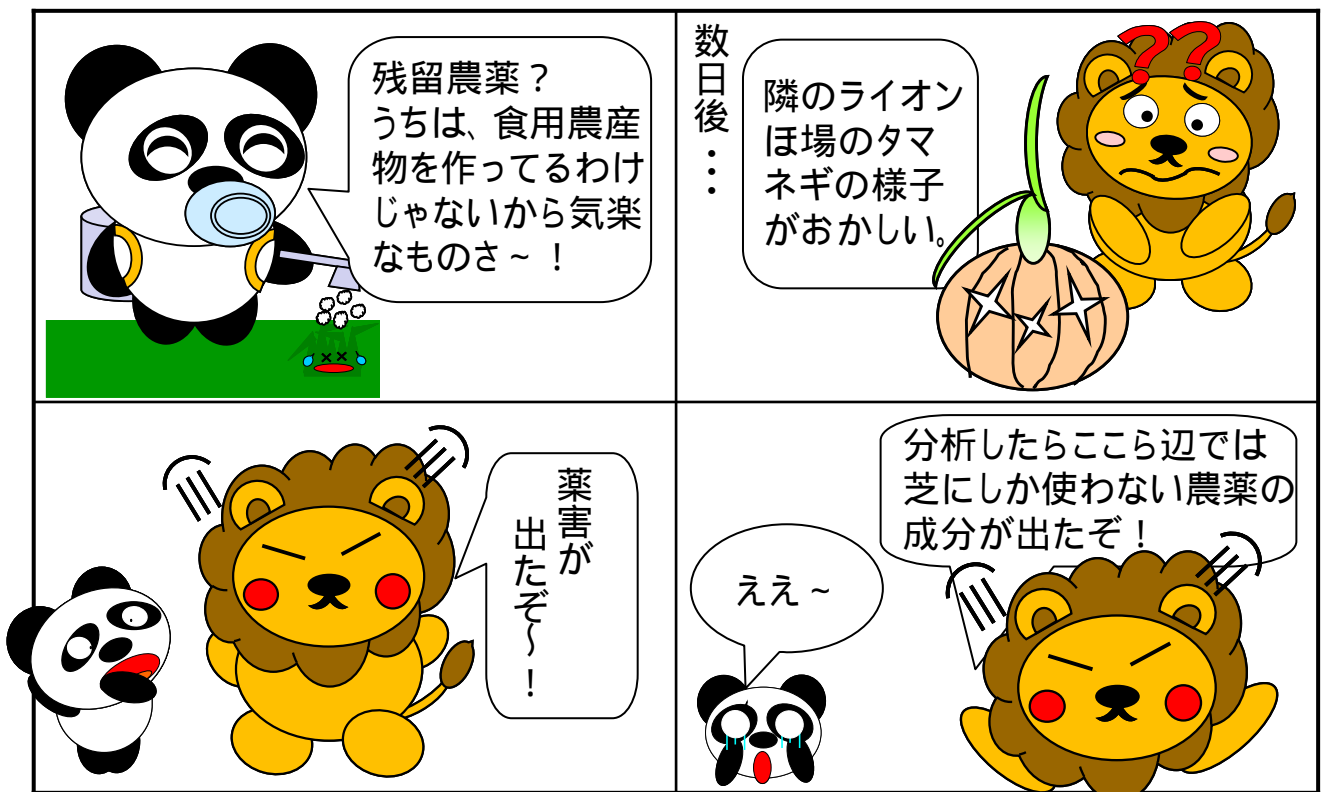
「見た目はこんなに似ているのに...」と思う作物どうしても、片方の作物には農薬登録がなかったり、同じ作物でも、露地栽培と施設栽培では登録内容（使用時期など）が異なるものがあります。ラベルの内容をよく確認しましょう。自己判断に不安を感じたら、最寄りの農協や農業改良普及所などに問い合わせするのもよいでしょう。

同一成分の農薬でも剤により登録内容は異なる！



同一成分でも商品名の異なるものがあります！！
 (例)アセフェート(成分名):(商品名)ジェイエース、オルトラン
 ジノテフラン(成分名):(商品名)スタークル、アルバリン
 同一薬剤名でも取扱会社によって登録内容が異なる場合があります！！
 ラベルをよく確認しましょう！！

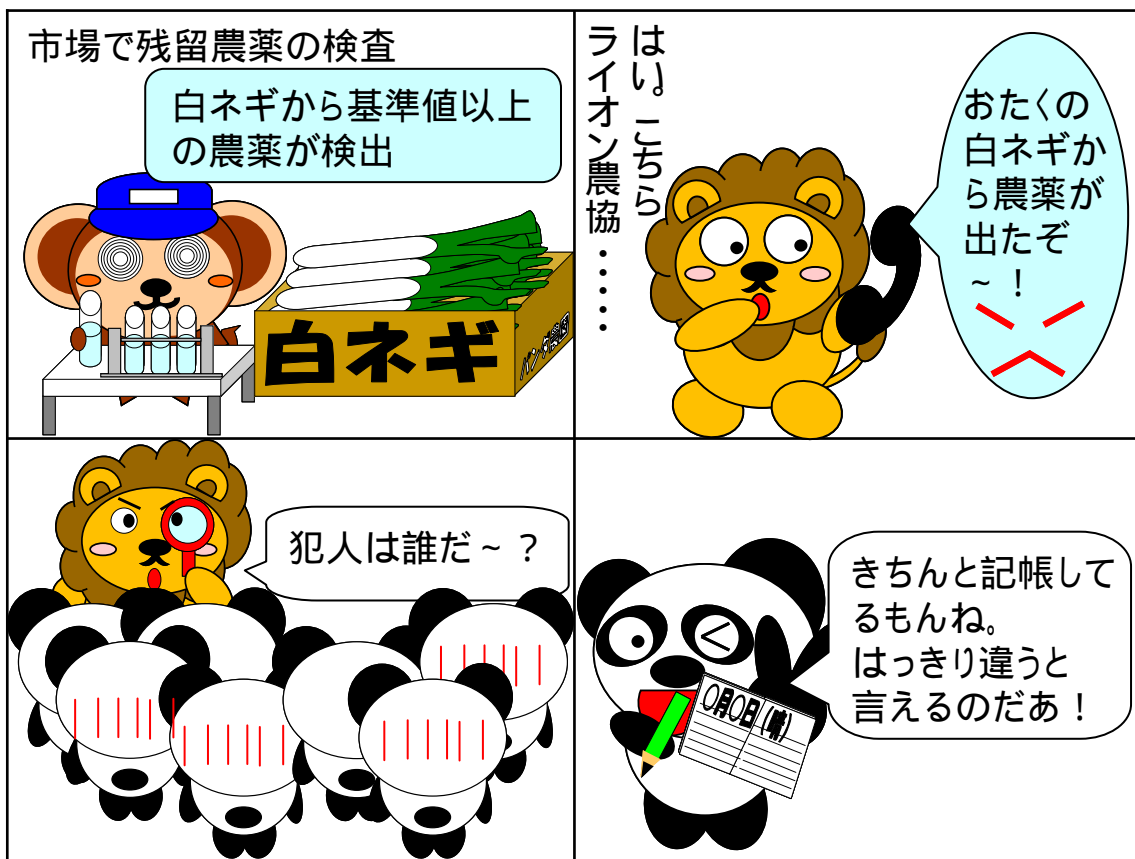
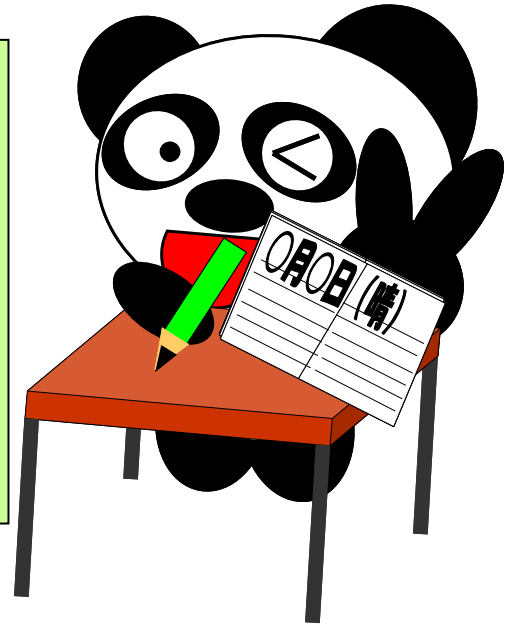
芝農家の場合 ~ 隣ほ場が食用作物編 ~



しっかり、記帳しましょう！！

農薬の使用は、そのラベルに書いてあることを守るとともに、その使用実態を記帳しましょう！！

使用した農薬名や散布した量などを記帳しておきます。
記帳することで成分ごとの使用回数や使用時期の確認が容易になり、また、使用基準を守っているかの証明にもなります。



記帳事項

使用年月日、 使用場所、 使用した農作物等、 使用した農薬の種類や名称、 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数